## 新潟市合流式下水道緊急改善計画アドバイザー会議開催要綱

(目的)

- 第 1 条 「新潟市合流式下水道緊急改善計画」の見直しにあたり、次に掲げることについて、学識経験者等の第三者の意見を求め、透明性、客観性を確保することを目的として、新潟市合流式下水道緊急改善計画アドバイザー会議(以下「アドバイザー会議」という。)を開催する。
- (1) 新潟市合流式下水道緊急改善計画に関すること
- (2) そのほか、アドバイザー会議が必要と認めること

(開催期間)

第2条 アドバイザー会議の開催期間は、当該所掌にかかる職務が終了するまでとする。

(委員構成)

- 第3条 アドバイザー会議は、委員5人以内で構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 下水道事業に関し、専門性を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、当該所掌にかかる職務が終了するまでとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(座長及び座長代理)

- 第6条 委員会には座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選によってこれを定める。
- 2 座長は、アドバイザー会議の進行を行う。
- 3 座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、必要の都度、市長が招集する。
- 2 市長が必要と認めるときは、アドバイザー会議に委員以外の者の出席を求め、その意 見又は説明を聞くことができる。
- 3 アドバイザー会議は、公開とする。

(庶務)

第8条 アドバイザー会議の庶務は、下水道部下水道計画課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

## 附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。